

# 事案調書(戦略会議)

審議日 令和2年11月13日

案件名	(仮称)シビックプライドに関する条例の制定について						
所管	市長公室	局 区	シビックプライド推進	部 観光・ シティプロモーション	課	担当者	内線
審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	○ シビックプライド条例の概要について						
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○ 原案のとおり、承認する。						

## 事案概要 / 事業の実施期間

人口減少や少子高齢化社会を迎えるにあたり、定住・交流・関係人口の確保、地域の活性化などにより、持続可能な地域社会の形成に向け、多くの人や企業に選ばれる取組を行う必要がある。  
シビックプライドは定住人口等の維持・増加や、地域の活性化につながることから醸成していく必要があり、市民が誇れるまちとするため、「シビックプライドの推進に関する検討委員会」からの(仮称)シビックプライド条例制定に関する答申を受け、条例を制定し、基本理念等を市民と共有するもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容		4月 条例施行、周知						
	11月 市議会12月定例会議・全員協議会で条例の概要説明							
	12月 パブリックコメント							
	1月 シンポジウム実施							
	3月 市議会定例会議へ条例(案)提案							

### ○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(総務費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0

捻出する財源概要...

### ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和3年3月	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	あり		時期	令和2年12月	議会への情報提供	全協	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	条例(案)の内容について
政策課	庁議・意思決定手法について
シビックプライドの推進に関する検討委員会	3月諮問「(仮称)シビックプライド条例の制定について」、10月答申

備考	

10/29 調整会議 議事録	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第8条の指針「等」とは 第8条については、シティーセールス推進指針及びシティープロモーション戦略の見直し、指針を定めること想定しているため、広くとらえ指針「等」としている。</li> <li>○ 条例制定後の構想は まずは市民に広く周知することを進めていく方針である。また、今後、外部の検討組織を設けて、指針等を定める予定である。</li> <li>○ 指針等の策定期間は 令和3年度中には体系的な整理を行い、令和4、5年度中に策定したい。</li> <li>○ 条例を制定するからには策定成果をきちんと出せるようにしていただきたい。</li> <li>○ 「役割」との規定があるが、読む人によりさまざまな印象や捉え方をすることが想定されることから、表現については十分な調整をお願いしたい。 (会議後調整)今後、総務法制課と調整する。</li> </ul> <p>・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原案のとおり、上部会議に付議する。</li> </ul>
----------------------	--

11/6 決定会議 議事録	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ です・ます調であることや、平仮名を多く使用していることについて、本条例は権利義務を縛るものでないので、表現方法として問題ないとする。</li> <li>○ 前文の「他の地域との合併を繰り返しながら成長してきた」とはいつからを指すのか。また、当市は合併による成長よりも、流入人口により成長してきた側面が強いと考える。 時期は明治以降の合併を指している。市民性が醸成されない理由の一つとして、合併を繰り返した歴史が関係していると考えており、共通の価値観を醸成するため一文を入れたもの。また、外部からの流入による人口増加の歴史は前文内の「多様な価値観を持った人が集まった」との文言に集約しており、流入人口により成長してきた経緯も前文に含まれている</li> <li>○ 「みんな」との表現は条例文として適切か。 検討委員会において、市民に親しみやすい表現として採用した経緯がある。</li> <li>○ 小学生や中学生にも理解できる漢字の使い方や表現方法になっているのか。 多くの人が読むことができるよう、ルビを振ることについて検討したが、概ね義務教育で習得する漢字と表現を採用することで、ルビは振らないという整理をしている。</li> <li>○ ルビを振ることが前例踏襲に反することとしてふさわしくないとしたならば、時代に併せた表現方法を検討することも必要ではないのか。 検討委員会の中でも同様の意見があり、改めて総務局と検討を行う。 (会議後調整)総務局との調整では、ルビを振ることは問題ないとのことであったが、条例(案)を再度見直した結果、特段、難しい漢字等は使用していないため、ルビは振らないこととする。</li> </ul> <p>・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原案のとおり、上部会議に付議する。</li> </ul>
---------------------	---

# 1 (仮称) シビックプライド条例の制定について

今後、急速な人口減少や少子高齢化社会を迎えるにあたり、定住・交流・関係人口の確保などにより、持続可能な地域社会の形成を図る必要がある。

こうした中、シビックプライドの醸成は定住人口の維持や、地域の活性化につながることから、条例制定により基本理念等を市民と共有し、次世代に選ばれるまちを目指すもの。



1

## 2 これまでの経過

### ◆令和元年度

時期	内 容
11月	シビックプライドの推進に関する検討委員会設置
12月	第1回検討委員会開催（令和元年度は3回開催）
3月	（仮称）シビックプライド条例の制定について諮問

### ◆令和2年度

時期	内 容
7月	第4回検討委員会開催（令和2年度は4回開催）
8月	検討委員会委員と市長との意見交換会開催
10月	（仮称）シビックプライド条例の制定について答申



2

### 3 シビックプライドの推進に関する検討委員会

市民の市への誇り及び愛着の醸成に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

区分	人数	備考
学識経験のあるもの	1名	関東学院大学 牧瀬准教授【委員長】
市内の公共的団体から推薦された者	2名	藤野観光協会 佐藤事務局長【副委員長】
		相模原青年会議所 山田専務理事
市場調査に関する識見を有する者	1名	(株)読売広告社 ひとまちみらい研究センター 北村所長
市内に住所を有する文化芸術に関する識見を有する者	1名	フリーアナウンサー、ラジオパーソナリティー 野村邦丸氏
市内に住所を有する学生	1名	
市の住民	2名	

**8名**



### 3 検討委員会での意見

- シビックプライドを高めるための理念を共有するために条例化したほうがよい
- 条例により具体的な指針や方向性が明確になり分かりやすい
- 条例制定は話題性もあり、市がまちづくり前向きな印象を与える
- 市民に押し付けにならず、親しまれる、分かりやすい条例としたい
- 本市に居住している人だけでなく、関係するすべての人を対象としたい



## 4 シビックプライド条例の概要（案）

### 条例名「さがみはらみんなのシビックプライド条例」前文

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。



## 4 シビックプライド条例の概要（案）

### （目的）

第1条 この条例は、市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

### 【解説】

本市に居住する方だけでなく、ボランティア、通勤・通学する方、レジャーで滞在する方など、本市と何らかの関りがある方のシビックプライドを高めることを、この条例の目的として規定するもの。



## 4 シビックプライド条例の概要（案）

### （定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちのことをいいます。
- （2）さがみはらファン 相模原市を好きな人のことです。
- （3）相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する人のことをいいます。

### 【解説】

- 「相模原市」は、市全域だけでなく、行政区やお住まいの地域などを含む
- 「滞在する人」は、本市でボランティア活動、レジャーや親戚、知人に会うため等で本市を訪れる人を想定。



## 4 シビックプライド条例の概要（案）

### （基本的な考え方）

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなに相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

### 【解説】

この条例の基本的な考え方として、シビックプライドを高める取組は、個人の意思を尊重することを示している。



## 4 シビックプライド条例の概要（案）

（市長の責務）

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

【解説】

市民の代表である市長は、市民の先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信することを規定するもの。



9

## 4 シビックプライド条例の概要（案）

（市の責務）

第5条 市は、シビックプライドを高めるための取組を推進します。  
2 緑区、中央区及び南区は、各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。

【解説】

- 「市」には、市議会、市議会議員、市職員も含む。
- 各行政区の特徴は異なるため、それぞれの区が特徴を活かした施策を推進していく必要があることから市とは別に規定するもの。



10

## 4 シビックプライド条例の概要（案）

（さがみはらファンの役割）

第6条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力発信に努めます。

### 【解説】

さがみはらファンによる魅力発信は、強制するものではなく一人一人のペースで、自由に、それぞれの方法で行っていただくもの。



11

## 4 シビックプライド条例の概要（案）

（相模原市と関わりのあるみんなの役割）

第7条 相模原市と関わりのあるみんなは、相模原市への関心及び理解を持つことに努めます。

### 【解説】

「相模原市への関心と理解」は、市全域だけでなく、地域の魅力、歴史、文化など、様々な分野を示すもの。



12



## 4 シビックプライド条例の概要（案）

（指針等）

第8条 市長は、シビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための指針等を定めます。

【解説】

「基本的な考え方」に基づき、市長、市、行政区、相模原市に関わりのあるみんな、さがみはらファンの具体的な取組を明確にするもので、制定する条例と既存の指針及び戦略などの体系的な整理を令和3年度中に行い、令和4、5年度に指針や行動計画等を定めることを想定している。



13

## 4 シビックプライド条例の概要（案）

（協力）

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、一体となって、シビックプライドを高めることに努めます

【解説】

シビックプライドを効果的、効率的に高めるためには、市の取組だけではなく、さがみはらファンと協力して進める必要があるため規定するもの。



14

## 5 市民意見の聴取

	聴取方法	時期等	開催状況等
1	オープンハウス	9月	7日間、8か所で実施 参加者：535人
2	オンライン ワークショップ	10月24日	参加者：15人
3	ジュニア市政 モニターアンケート	10月中旬～ 12月下旬	アンケート配布数 中学校：360人 高校：170人
4	パブリックコメント	12月中旬～ 令和3年1月中旬	
5	シンポジウム	令和3年1月15日	杜のホールはしもと ホール ライブ配信あり



15

## 5 オープンハウスにおける市民意見

【参加者数】 535人      【意見聴取数】 499人

		人数	意見
条例に関する意見	賛成	116人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良い取組だと思う。ぜひ進めてほしい</li> <li>○子どもや高齢者にも分かりやすい条例がよい</li> <li>○住民をしめつける条例ではなく、意識を高めるものがよい</li> <li>○発想が新しく、市民の一つの指針にもなる</li> <li>○条例を制定した後も重要である。</li> </ul>
	反対	7人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他に優先してやるべきことがある</li> <li>○条例で市を好きになるというのは、逆に心が離れる</li> <li>○条例でなくてもよい</li> </ul>
	その他	12人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例も良いが、子どもや高齢者に関する取組を充実すれば人が集まる</li> <li>○条例にこだわらず、市の方向性を示してほしい</li> <li>○条例による成果がわかりづらい</li> <li>○条例は難しい</li> </ul>
その他		364人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設、交通、イベントなど、市への要望に関する意見</li> <li>○市の魅力に関する意見（好きなところ、特産品など）</li> </ul>



16

# シビックプライドに関する条例の概要（案）

## さがみはらみんなのシビックプライド条例

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

### （目的）

第1条 この条例は、市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

### （定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちのことをいいます。
- （2）さがみはらファン 相模原市を好きな人のことです。
- （3）相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する人のことをいいます。

### （基本的な考え方）

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなに相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

### （市長の責務）

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

(市の責務)

第5条 市は、シビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 緑区、中央区及び南区は、各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。

(さがみはらファンの役割)

第6条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力発信に努めます。

(相模原市と関わりのあるみんなの役割)

第7条 相模原市と関わりのあるみんなは、相模原市への関心及び理解を持つことに努めます。

(指針等)

第8条 市長は、シビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための指針等を定めます。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、一体となって、シビックプライドを高めることに努めます。

附 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

第3回 戦略会議 議事録

令和2年11月13日

1 (仮称)シビックプライドに関する条例の制定等について

【市長公室】

(1) 主な意見等

- 前文の「ベストミックス」との表現は、環境用語として発電バランスを最適化する場合に多く使われている言葉であることから、誤解を与える表現とならないか。

条例へ使用することが適切かどうかを含め、検証したい。

- シビックプライドを醸成し、市民一体のまちづくりを目指す中で「合併を繰り返してきた」との言葉を使用する必要性はあるのか。

検討委員会の意見で、「多様性を持ち合わせた市である一方、合併を複数回実施してきたことや戦後多くの市民が流入した経緯より共通した価値観が醸成されてこなかったことが課題ではないか。」との意見があり、本市の歴史を理解いただくために必要であるとの判断で採用したものである。

今後、パブリックコメントを実施することから、記載内容や表現方法については様々な意見が出ることを想定している。多くの意見を踏まえ、より良い条例となるよう引き続き検討していく。

(2) 結果

- 原案のとおり、承認する。

以上